

設 計 図 書

(起工)

工事 (業務)
番 号

7壺上水第120号

工事 (業務)
名

郷ノ浦浄水場清掃業務

工事 (業務)
場 所

壺岐市郷ノ浦町東触

長崎県壺岐市

工事数量総括表

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 摘 要
諸経費一律01	1	式			K0002
直接業務費	1	式			P10000
永田浅井戸 60m ³	1	回			L0001
着水井・混和池・ブロック形成池・沈殿池 287m ³	1	回			L0002
急速ろ過池 20m ³	1	回			L0003
浄水池 60m ³	1	回			L0004
場内除草	1	式			L0005
業務価格	1	式			H00400
消費税等相当額	1	式			Q00401
合計					Q00402

浄水場清掃業務仕様書

1. この仕様書は、浄水場清掃業務に適用し、業務の円滑な進捗を図るために、必要な事項を定めることにより、適正な契約の履行を確保するものである。
2. 本業務は、法令等の定めによるほか仕様書に基づき、監督職員の指示のもとに、誠意をもって迅速に実施すること。
3. 受注者は、本業務における業務責任者を定め、発注者に通知するものとする。
 - (1) 業務責任者は、貯水槽清掃作業監督者講習会の課程を修了した者を定めること。
 - (2) 受注者又は業務責任者は、本業務の実施に際しては、適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。
4. 本業務の施工にあたり、受注者は建設業法、労働基準法、労働者災害補償保険法、労働安全衛生法、その他関係法規を遵守し、事故を起こさないよう十分に注意すること。
5. 業務実施中途において、実施方法の変更、或いは業務量の増減が生じた場合、軽微な内容増減と発注者が解釈した場合は、設計変更を行わず、設計変更の必要を認めた場合は、当事者双方協議してこれを決定する。
6. 天候の不良その他の不可抗力により、履行期間の延期が必要な場合、双方協議してこれを決定する。
7. 本業務において、受注者の責により生じたすべての損害賠償及び補償は、発注者の指示に従い、受注者の費用で処理すること。
8. 事故等緊急非常事態が発生したときは、人名救助を最優先にするとともに、速やかに関係方面へ連絡し、監督職員へ事情を詳しく報告するとともに、その指示を受けるものとする。
9. 本業務の実施に当たり、使用機器については、監督職員の承認を受けること。また、業務上必要な諸手続き及びその経費については、総て受注者の負担とする。

- 1 0. 作業開始前、施設の状況を十分把握し、清掃箇所を確認して作業機材・工程を検討し、浄水工程に支障、断水等の給水事故が無いよう配慮し、作業開始前・終了後は監督職員に連絡をいれ、指示を受けること。
- 1 1. 作業開始前・作業中・作業終了後、必要なバルブ操作等を監督職員の指示により行うこと。
- 1 2. 浄水場施設内で作業する者は全員、検便検査を受け赤痢菌・サルモレラ菌・腸チフス・パラチフスの陰性の結果書（写）を提出し、清掃作業は、清潔な作業衣、保安帽、ゴム長靴、手袋等を着用すること。
- 1 3. 作業開始前・作業中・作業後、状況により監督職員へ説明を行うこと。
- 1 4. 浄水場施設の清掃に伴う排水は、放流先の状況を調査し、支障が生じないようにすること。
- 1 5. 作業終了後、作業機材の清掃片付けを行うこと。
- 1 6. 本業務の着工前・清掃後並びに清掃状況を工程毎に撮影し、業務記録写真として提出すること。提出部数は、1部とする。（着工前・清掃後は特に鮮明に撮影すること。）
- 1 7. 清掃作業は以下のとおりとする。
 - (1) 浄水池等の内部を高圧洗浄水で清掃する。
 - (2) バルブ類・計測器具類の錆、付着物等は、手作業により除去する。
 - (3) 清掃後の処理水・濁り水は、水中ポンプ等により清掃排泥槽等へ排水する。
 - (4) 浄水場施設、施設敷地等の清掃・除草等作業を行い、雨水の流入防止に配慮する。
- 1 8. 清掃作業中に施設の損傷や不具合等を発見した場合は監督職員へ報告すること。
 - (1) 塩素等によるコンクリートの劣化が見受けられる箇所の報告
 - (2) バルブ類等の損傷・不具合箇所の報告
 - (3) 浄水場施設全体の損傷、不具合等について報告
- 1 9. 清掃後、適度の塩素浄水により消毒すること。

20. 本業務は、作業中施設を全停止することなく、片槽を運転させながら行うため、作業方法及び作業工程について監督員と十分協議を行い、施設の運転に影響が出ないように実施すること。

作業日の、運転状況により工程が変更となる場合は、監督員の指示により調整すること。

21. 本仕様書及び業務内容等に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ決定するものとする。